食品営業許可を受けた、営業届を提出した後の手続き

食品営業許可を受けた後や、営業届を提出した後に、営業施設の設備を変更する、営業者が変わる、営業施設を廃業（閉店）するなどの場合、**保健所へ届出（もしくは新たな営業許可の申請や営業届の提出）を行う必要があります。**

営業者の方は、この資料を参考にし、必要な場合は手続きを速やかに行ってください。

変更の手続きが必要なケース

次のような変更があった場合は、速やかに営業許可申請書・営業届（変更）を提出してください。

① 営業者氏名、住所等が変わった。

ア 営業者が個人の場合

- 婚姻等で氏名が変わった。
- 引っ越し等で住所（営業者の住まい）が変わった。

イ 営業者が法人の場合

- 商号（法人名）が変わった。
- 本社所在地が変わった。
- 代表者が変わった。（氏名の変更含む）

② 区画整理で営業施設の住所が変わった。

＊営業施設を移転する場合は、移転先で新たな営業許可の申請や営業届の提出が必要です。

③ 営業施設の名称（店名）を変えた。

④ 営業許可施設の施設設備を一部変更した。

レイアウトを変更した、若干の増築をした、など。

＊大規模な改築・改装は許可の取り直しが必要となる場合があります。

⑤ 食品衛生責任者が変わった。

⑥ 使用水を変更したい。

＊井戸水や湧水などを使用する場合は、消毒・浄水装置を設置したうえで、水質検査が必要です。

＊水道水を使用する場合でも、有効容量5m³以下の貯水槽を設置する場合は、水質検査が必要です。

⑦ 営業許可の種目や条件を変更したい。

＊調理器具や機材、調理場面積の不足などにより認められない場合がありますので、**変更前後の図面を持参し、必ず事前に保健所まで相談してください。**

廃業の手続きが必要なケース

次のような場合は、速やかに営業許可申請書・営業届（廃止）を提出してください。

① 営業施設を閉店した。

② 個人の営業者がお亡くなりになり、相続権を有する方が営業許可を相続しない。

③ 営業者が変わる（相続、合併、分割、譲渡の場合を除く）。

＊新しい営業者は、新たな営業許可の申請や営業届の提出が必要です。

地位承継の手続きが必要なケース

次のような場合は、速やかに地位承継届を提出してください。

① 相続の場合
個人の営業者がお亡くなりになり、相続人が営業許可・営業届を相続する手続きです。
添付書類：戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し、相続人全員の署名・捺印がある同意書

② 法人の合併の場合
営業許可を受けている（営業届を提出している）法人Aが別法人Bと合併し、合併後の法人A'またはB'が営業許可・営業届を引き継ぐ手続きです。
添付書類：合併後の登記事項証明書（合併の履歴が記載されているもの）

③ 法人の分割の場合
営業許可を受けている（営業届を提出している）法人Aから法人Cが分割され、分割後の法人Cが営業許可・営業届を引き継ぐ手続きです。
添付書類：分割後の登記事項証明書（分割の履歴が記載されているもの）

④ 事業譲渡の場合（令和5年12月13日から可能となった制度）
営業者が食品衛生法に基づく営業に関する事業の全部を第三者に譲渡する手続きです。
添付書類：譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書の写しなど）

その他の手続きが必要なケース

次のような場合は、速やかに所要の手続き行ってください。

① 営業許可施設で丸ふぐ（除毒されていないふぐ）を取り扱いたい。
ふぐ処理者の資格証書、ふぐを取り扱う場所を示した施設平面図を添え、営業許可申請書・営業届（変更）を提出してください。
＊届出を受領後、当所職員が営業施設に立ち入りし、『専用器具』、『除毒部位を保管する鍵付き容器』、『有毒部位の廃棄方法』、『ふぐ処理を含めたHACCP衛生管理計画の作成状況』などを確認します。
＊現地確認で基準を満たしていれば、「ふぐ処理施設確認済証」を作成・郵送します。
＊ふぐ処理者試験は、年に1回、福島県が実施しています。受験願書受付期間や試験日時は、おおむねゴールデンウイーク明けに福島県ホームページで公開されます。

② 食品衛生管理者が変わった。（15日以内の届出が必要）
＊食品衛生法第48条の規定に基づき、全粉乳、加糖粉乳、調製粉乳、食肉製品、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、放射線照射食品、食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるものに限る）、マーガリン、ショートニング、添加物の製造または加工を行う営業者は、食品衛生管理者の選任が必要です。
＊営業許可申請書・営業届（変更）と、食品衛生管理者選任（変更）届を提出してください。

③ 営業許可期限満了後も継続して営業したい
営業許可期限の2か月程度前に、当所から許可期限の満了及び継続許可申請について通知します。継続を希望する場合は、許可期限満了前に継続許可申請を行ってください。

福島県相双保健福祉事務所（相双保健所）　生活衛生部　衛生推進課　食品衛生チーム
〒975-0031　南相馬市原町区錦町1丁目30
Tel　0244-26-1358　／　FAX　0244-26-1332
Mail sousou.syokuhin@pref.fukushima.lg.jp